

令和6年度

## 下水道排水設備工事責任技術者 更新講習 受講の手引

### 受付期間

令和6年7月1日（月）～令和6年7月12日（金）  
（上記期間以外での申請受付はできません。）

### 受付窓口

現在、『申請手続市町』となっている市町の窓口  
（『申請手続市町』名は、責任技術者証に記載しています。）  
※郵送での受講申請書の提出ができます。

### ご注意

更新講習受講に係る申請書類は、現在お手持ちの責任技術者証に記載されている「申請手続市町」の担当窓口となりますが、専属業者の変更や現住所の変更を怠り、正規の「申請手続市町」と異なると、書類の受理ができません。いますぐお手持ちの責任技術者証を確認し、**変更すべき事項がある場合は、早急に『届出事項変更』の手続きをとってください。**

この手引は、更新講習受講日まで大切に保管してください。

## 実施機関 京都府下水道協会

《更新講習に関してのお問い合わせ先》

一般財団法人 京都市上下水道サービス協会 業務課

〒601-8445

京都市南区西九条菅田町7番地の3

電話 075-681-0235

FAX 075-661-8005

# 目 次

## 令和6年度 更新講習実施の概要

- 1. 令和6年度 更新講習の受講対象者 . . . . . 1 頁
- 2. 更新講習実施日程と会場
- 3. 登録の更新について
- 4. 下水道排水設備工事責任技術者証の交付 . . . . . 2 頁
- 5. 受講資格について

## 更新講習受講申請の手順について

- 1. 受講申し込み方法 . . . . . 3 頁
- 2. 更新講習受講票の送付 . . . . . 5 頁

## 更新講習 受講当日の注意事項について

- 1. 更新講習受講当日に必要な物(持参する物) . . . . . 6 頁
- 2. 講習会場への交通手段について
- 3. 講習受付並びに下水道排水設備工事責任技術者証の回収
- 4. 講習会場における座席の指定について
- 5. 講習の内容について
- 6. 下水道排水設備工事責任技術者証
- 7. 交付された下水道排水設備工事責任技術者証の記載事項確認 . . . . . 7 頁
  - 受講申請書の郵送受付について . . . . . 8 頁
  - 市町担当窓口所在地一覧 . . . . . 9 頁

## 講習会場への交通アクセス案内

- 講習会場へのアクセス . . . . . 10 頁

## 会場周辺案内略図

- 北部会場・会場周辺案内略図
- 南部会場・会場周辺案内略図

# 令和6年度 更新講習実施の概要

## 1. 令和6年度 更新講習の受講対象者

京都府下水道協会に登録している責任技術者は、技術者登録及び登録更新後5年毎に登録の更新を行わなければなりません。また、登録を更新しようとする責任技術者は、京都府下水道協会が実施する更新講習を受講しなければなりません(更新講習受講を行うことにより登録更新となります)。

令和6年度に実施する更新講習受講の対象者は、

お手元の「下水道排水設備工事責任技術者証」の『有効期限』が、

**令和7年3月31日**と記載されている責任技術者が対象となります。

更新講習受講について不明な点は、

**一般財団法人 京都市上下水道サービス協会 業務課**(電話：075-681-0235)または、登録申請市町の担当窓口までお問い合わせください。

## 2. 更新講習実施日程と会場

令和6年度更新講習の実施日程と会場は、次のとおりです。

### 更新講習実施日

|      | 講習実施日         | 講習会場             |
|------|---------------|------------------|
| 南部会場 | 令和6年10月9日(水)  | 京都市呉竹文化センター〔京都市〕 |
| 北部会場 | 令和6年10月11日(金) | 京都府中丹文化会館〔綾部市〕   |

### 講習実施時間

|       | 受付開始時間 | 講習時間        | 技術者証の交付 |
|-------|--------|-------------|---------|
| 両会場午前 | 10:00~ | 11:00~12:00 | 12:00~  |
| 両会場午後 | 13:30~ | 14:30~15:30 | 15:30~  |

※講習開始以降、20分以上の遅刻は認めません。

※各個人の講習日(会場)や受講時間(午前の部または午後の部)は、受講申請の状況により主催者にて決定します。

## 3. 登録の更新について

責任技術者の登録更新は、登録更新年度に行われる更新講習の受講により完了します。受講申請の未手続きはもちろんのこと、講習当日の欠席は資格の失効に繋がりますので、ご注意ください。当日やむを得ない事情により欠席される場合は、一般財団法人 京都市上下水道サービス協会 業務課にその旨をご連絡ください。

#### 4. 下水道排水設備工事責任技術者証の交付

講習日当日、受講受付にて旧責任技術者証を回収し、講習終了直後に新しい責任技術者証を交付します。交付を受けた責任技術者証の記載事項に誤りがないか、必ず確認してください。

**※ 当日は、必ず旧責任技術者証を持参してください。持参されなかった場合は受講証明証を交付し、後日登録申請市町において新責任技術者証との交換となります。**

#### 5. 受講資格について

以下の項目に該当する責任技術者は、更新講習受講申請はできませんのでご注意ください。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ・精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

## 更新講習受講申請の手順について

### はじめに・・・

あなたが現在交付を受けている責任技術者証の表面に記載されている『有効期限』が、令和7年3月31日であるか、確認してください。

#### 1. 受講申し込み方法

更新講習を受講するためには、次の各項目に従って「受講申請手続き」を行わなければなりません。不明な点は、一般財団法人 京都市上下水道サービス協会 業務課または登録申請市町の担当窓口までお問い合わせください。

##### 1) 書類の入手

一般財団法人京都市上下水道サービス協会のホームページから、「更新講習受講及び登録更新申請書」をダウンロードし、必要事項を入力してください。

※PDFデータの申請書を使用する場合は、印刷した用紙に黒または青のボールペンで記入してください。

##### 2) 更新講習受講申請書の提出先

申請書は、協会へ直接提出することはできません。必ず「登録申請市町※」の担当窓口提出してください。

※「登録申請市町」名は、現在交付を受けている下水道排水設備工事責任技術者証に記載されています。

※郵送による受講申請書の提出が可能です。詳しくは、8頁の案内をご確認ください。

#### ご 注 意

更新講習受講に係る申請書類は、現在お手持ちの責任技術者証に記載されている「登録申請市町」が担当窓口となりますが、専属業者の変更や現住所の変更を怠り、正規の「登録申請市町」と異なると、書類の受理ができません。お手持ちの責任技術者証を確認し、変更すべき事項がある場合は、早急に『届出事項変更』の手続きを行ってください。

##### 3) 受講申請受付期間

令和6年7月1日(月)～令和6年7月12日(金)

※期間中の土・日祝日を除く窓口業務時間内に受付。上記期間外の受付は行いません。

※郵送で受講申請する場合は、受付期間内の消印があるものを有効とします。

#### 4) 受講にかかる手数料及び振込先

更新講習受講にかかる手数料は、次のとおりです。なお、一旦払い込みされた手数料は、理由の如何に関わらず返還できませんので、あらかじめご了承ください。

|           |     |                        |
|-----------|-----|------------------------|
| 更新講習受講手数料 | ・・・ | 13,000円(講習用テキスト代を含む)   |
| 登録手数料     | ・・・ | 2,000円(責任技術者証交付手数料を含む) |
| 合 計       | ・・・ | 15,000円                |

※受講手数料振り込みに利用する金融機関の指定はありませんが、振り込みを行ったことが証明できる金融機関・方法をご利用ください。

※利用する金融機関や振り込み方法によって、振り込みに係る手数料が異なります。この際の手数料については、申請者ご自身でご負担ください。

※利用した金融機関が発行する振り込み済を証する書類は、「**更新講習受講及び登録更新申請書**」の所定の場所に貼り付けてください。この際、利用した金融機関が発行する振り込みを証する書類のコピーをとって、**ご自身の控え**としてください。

#### 振込先

|      |   |
|------|---|
| 金融機関 | 京都銀行 福知山支店  |
| 支店番号 | 331   |
| 口座番号 | 普通・4315710  |
| 加入者名 | 京都府下水道協会  |
| 金額   | 15,000円(振込手数料は、申請者でご負担ください)<br>※振込者氏名の後にスペースを挟んで(更新)と入れてください。 |

#### 5) 窓口に提出する書類

更新講習受講申請には、次の書類が必要になります。

- ① **更新講習受講及び登録更新申請書** ・・・ 1枚
  - ・ Excel データにパソコン等で入力または、プリントした PDF データに必要な事項を自筆して、登録申請市町の担当窓口に提出してください。
  - ・ 申請者は、「※印」のある欄には入力または記入しないでください。
- ② **証明写真** ・・・ 1枚
  - ・ 縦4cm×横3cm 脱帽正面・上半身を写したもので、申請日において3ヶ月以内に撮影したものに限りませう。
  - ・ 裏面には、氏名を記入しておいてください。
  - ・ デジタルカメラで撮影しプリントアウトする場合には、紙質の厚い専用用紙を使用してください。
  - ・ 顔写真は責任技術者証作成に使用します。はがしやすいように『中央部分』のみ糊付けしてください。

- ③ 受講手数料の振り込みを証する書類（原本を申請書裏面に貼付）・・・1枚
  - ・金融機関が発行する原本を、「更新講習受講及び登録更新申請書」の所定の位置に貼り付けてください。この際、利用した金融機関が発行する振り込み済を証する書類のコピーをとって、ご自身の控えとしてください。
- ④ 住民票の写し・・・1枚（市町の窓口で交付を受けた原本。コピー不可）
- ⑤ 現在交付を受けている下水道排水設備工事責任技術者証のコピー・・・1枚
  - ※窓口を持参する場合は、下水道排水設備工事責任技術者証（原本）の提示をお願いします。
- ⑥ 長形3号封筒(120mm×234mm)＋84円切手・・・各1枚
  - ・更新講習の受講票をお送りします。必ず宛名面に宛先を記載し、84円切手を貼り付けて、受講申請書と一緒に提出してください。

## 2. 更新講習受講票の送付

更新講習受講票は、**9月中旬頃発送予定です。**講習日直前になっても届かない場合は、下記へお問い合わせください。

受講票に『受講番号』『受講日時』『受講会場』が記載されています。受講日当日までに記載内容を確認し、不審な点があれば申請手続市町または一般財団法人京都市上下水道サービス協会 業務課まで必ず問い合わせください。

[お問い合わせ先]

**申請手続市町の下水道排水設備工事責任技術者担当窓口**または、

**一般財団法人京都市上下水道サービス協会 業務課 電話 075-681-0235**

## 更新講習 受講当日の注意事項について

### 1. 更新講習受講当日に必要な物(持参する物)

更新講習の受講会場には、「受講票」と「下水道排水設備工事責任技術者証」を忘れずご持参ください。

**※当日に「下水道排水設備工事責任技術者証」を持参されなかった場合は、講習終了時に新しい技術者証をお渡し出来ませんので、必ずご持参ください。**

### 2. 講習会場への交通手段について

会場への交通手段や会場周辺案内は、末頁に記載していますのでご参照ください。なお、会場周辺の道路や商業施設への駐車は、大変迷惑となりますのでご遠慮ください。

また、会場内外における駐車車両によるトラブルに関しては、主催者は一切関知しませんので、あらかじめご了解ください。

**北部会場** 自家用車での来場が可能です。なお、駐車台数には限りがありますのでご来場の際はできるだけ乗り合いでお願いします。

**南部会場** 会場専用の駐車場はありません。また、会場周辺の有料駐車場にも限りがありますので、「鉄道」「バス」等の公共交通機関をご利用ください。

### 3. 講習受付並びに下水道排水設備工事責任技術者証の回収

講習当日の受付は、講習開始時間1時間前から行います。受付にて「受講票」と「下水道排水設備工事責任技術者証」を提示して出席の確認を受けてください。この際、現在お持ちの「責任技術者証」は回収します。

### 4. 講習会場における座席の指定について

更新講習の受講会場は、『座席指定』です。講習中、長時間にわたり座席が空席となっている場合には欠席とみなされ、「下水道排水設備工事責任技術者証」の交付が出来ない場合がありますので、ご注意ください。なお、体調不良などにより席を空ける場合には、必ず講習受付にお申し出ください。

### 5. 講習の内容について

更新講習は、主に次の事項について行います。

- (1) 下水道や排水設備に関する一般知識に関すること。
- (2) 下水道や排水設備に関する法律知識に関すること。
- (3) 排水設備の設計(設計管理を含む)・施工(施工管理を含む)及び維持管理に係る技術知識に関すること。

**※実技講習はおこないません。**

### 6. 下水道排水設備工事責任技術者証の交付

下水道排水設備工事責任技術者の登録更新は、更新講習修了をもって完了します。講習終了後、会場内で下水道排水設備工事責任技術者証の交付を行います。受講番号順に



交付しますので、係員がご案内するまで着席してお待ちください。なお、代理人への交付は一切行いませんので、ご注意ください。

**※旧下水道排水設備工事責任技術者証を持参されなかった場合は、講習終了後に受講証明証を交付し、後日登録申請市町にて交換となりますので、当日必ずご持参ください。**

#### **7. 交付された下水道排水設備工事責任技術者証の記載事項確認**

交付された下水道排水設備工事責任技術者証に記載されている「氏名」「生年月日」「現住所」「専属業者名」などに誤りがないか、確認してください。記載内容に誤りがある場合は、会場内の係員に申し出るか、後日登録申請市町の担当窓口を経て、訂正を受けてください。

## 更新講習受講申請書の郵送受付について

受講申請書については郵送での受け付けも可能としています。

- ① 現在交付を受けている「下水道排水設備工事責任技術者証」の記載が、現状と一致(氏名や住所、専属する指定工事業名など)しなければ、更新講習の受講申請書が受理されません。記載内容に変更すべき事項がある場合は、更新講習の受講申請書を提出する前に、市町の担当窓口を経て「届出事項変更届」を提出して、記載内容の変更を行ってください。
- ② 受講申請書に必要事項を記入し、「振替払込受付証明書」「顔写真」の貼り付けがあるかを確認してください。
- ③ 添付書類として、「住民票の写し」「受講票返信用封筒(84円切手を貼ったもの)」、現在交付を受けている「下水道排水設備工事責任技術者証のコピー」を準備してください。
- ④ 受講申請書を提出する市町の下水道担当窓口の住所を次の頁にある一覧で確認していただき、レターパックライトまたは、特定記録郵便など配達記録が残る手段で郵送して下さい。記入欄や封筒下部に「責任技術者更新講習受講申請書在中」と赤字で表記してください。
- ⑤ 7月12日(金)当日消印有効とします。必ず期日までに郵送してください。
- ⑥ 不明な点がある場合は、郵送する前に後述の問い合わせ先に確認してください。
- ⑦ 到着した書類に不備がある場合には、担当者から受講申請書に記載された電話番号に連絡します。不備がなければ、受付印を押印した「本人控え」を返送します。

問い合わせ先：一般財団法人 京都市上下水道サービス協会 業務課

TEL：075-681-0235

FAX：075-661-8005

## 市町担当窓口所在地一覧

●各事業所所在地の詳細については、当該市町にご確認ください。

●申請書類を郵送で提出する場合は、この表を参照してください。

| 市町名   | 部 課 名              | 郵便番号     | 所 在 地           | 電 話 番 号      |
|-------|--------------------|----------|-----------------|--------------|
| 京 都 市 | 上下水道局 下水道部管理課排水設備係 | 601-8116 | 南区上烏羽鉾立町 11-3   | 075-672-7822 |
| 福知山市  | 上下水道部 経営総務課債権管理係   | 620-0876 | 字堀（水内）945       | 0773-22-6503 |
| 舞 鶴 市 | 上下水道部 経営企画課給排水設備係  | 625-8555 | 字北吸 1044        | 0773-66-1028 |
| 綾 部 市 | 上下水道部 下水道課管理担当     | 623-8501 | 若竹町 8- 1        | 0773-42-4294 |
| 宇 治 市 | 上下水道部 営業課営業係       | 611-8501 | 宇治琵琶 33         | 0774-20-8761 |
| 宮 津 市 | 建設部 上下水道課管理係       | 626-8501 | 字柳縄手 345-1      | 0772-45-1635 |
| 亀 岡 市 | 上下水道部 お客様サービス課料金係  | 621-0805 | 安町釜ヶ前 20        | 0771-56-9310 |
| 城 陽 市 | 上下水道部 上下水道課下水道係    | 610-0101 | 平川広田 67         | 0774-52-2057 |
| 向 日 市 | 都市整備部 上下水道施設課下水道係  | 617-0006 | 上植野町久我田 17-1    | 075-931-1111 |
| 長岡京市  | 上下水道部 下水道施設課施設係    | 617-8501 | 開田 1 丁目 1 番 1 号 | 075-955-9723 |
| 八 幡 市 | 上下水道部 下水道課         | 614-8037 | 八幡高畑 1-1        | 075-983-5459 |
| 京田辺市  | 上下水道部 経営管理室        | 610-0332 | 興戸犬伏 18-1       | 0774-62-0414 |
| 京丹後市  | 上下水道部 施設管理課下水道施設係  | 627-0201 | 丹後町間人 1780      | 0772-69-0580 |
| 南 丹 市 | 上下水道部 下水道課         | 629-0141 | 八木町八木東久保 29-1   | 0771-68-0054 |
| 木津川市  | 上下水道部 業務課給排水係      | 619-0221 | 吐師上柏谷 17-1      | 0774-75-1250 |
| 大山崎町  | 環境事業部 上下水道課下水道係    | 618-8501 | 字円明寺小字夏目 3      | 075-956-2101 |
| 久御山町  | 事業環境部 上下水道課下水道係    | 613-8585 | 島田ミノ 38         | 075-631-9987 |
| 井 手 町 | 上下水道課              | 610-0302 | 大字井手小字東高月 8     | 0774-82-6169 |
| 宇治田原町 | 上下水道課 業務係          | 610-0289 | 大字立川小字坂口 18-1   | 0774-88-3337 |
| 和 東 町 | 建設事業課 上下水道係        | 619-1295 | 釜塚小字生水 14-2     | 0774-78-3007 |
| 精 華 町 | 上下水道部 上下水道課施設管理係   | 619-0241 | 祝園門田 14-1       | 0774-95-1912 |
| 京丹波町  | 産業建設部 上下水道課 下水道係   | 622-0201 | 下山クハシ 41 畑川浄水場内 | 0771-83-9105 |
| 与謝野町  | 上下水道課 整備係          | 629-2392 | 字四辻 65（野田川庁舎）   | 0772-43-9031 |

## 申請書類の提出先は・・・

現在交付を受けている「責任技術者証」に記載されている『登録申請市町』の担当窓口へ提出してください。この際、責任技術者証に記載されている内容(現住所、専属業者名等)が事実と異なる(転居、転職等)場合には、提出すべき市町が変更となる場合がありますので、事前に記載内容に変更がないか確認し、変更を要する場合には『届出事項変更』の手続きを行ってください(申請用紙は、市町の担当窓口にて交付します)。

## 責任技術者証を紛失している場合は・・・

更新講習の受講申請には、窓口にて責任技術者証の提示が必要です。紛失している場合には、事前に再交付の手続きを行ってください(申請書類は、市町の担当窓口にて交付します)。

## 講習会場への交通アクセス案内

(注意) 近隣商業施設への無断駐車は、営業の妨げとなりますので、厳禁とします。なお、駐車車両によるトラブルについては、主催者は一切関知しませんので、予めご了承ください。

### 北部会場へのアクセス

**京都府中丹文化会館〔綾部市里町久田 21-20〕**

※車でご来場の場合は、限りがありますのでできるだけ相乗りをお願いします。

●JR綾部駅から

徒歩約30分

### 南部会場へのアクセス

**京都市呉竹文化センター〔京都市伏見区京町南七丁目 35-1〕**

※会場には専用駐車場はありません。「鉄道」「バス」等の公共交通機関をご利用ください。

●京阪本線「丹波橋駅」下車、駅の西口前

●近鉄京都線「丹波橋駅」下車、駅の西口前

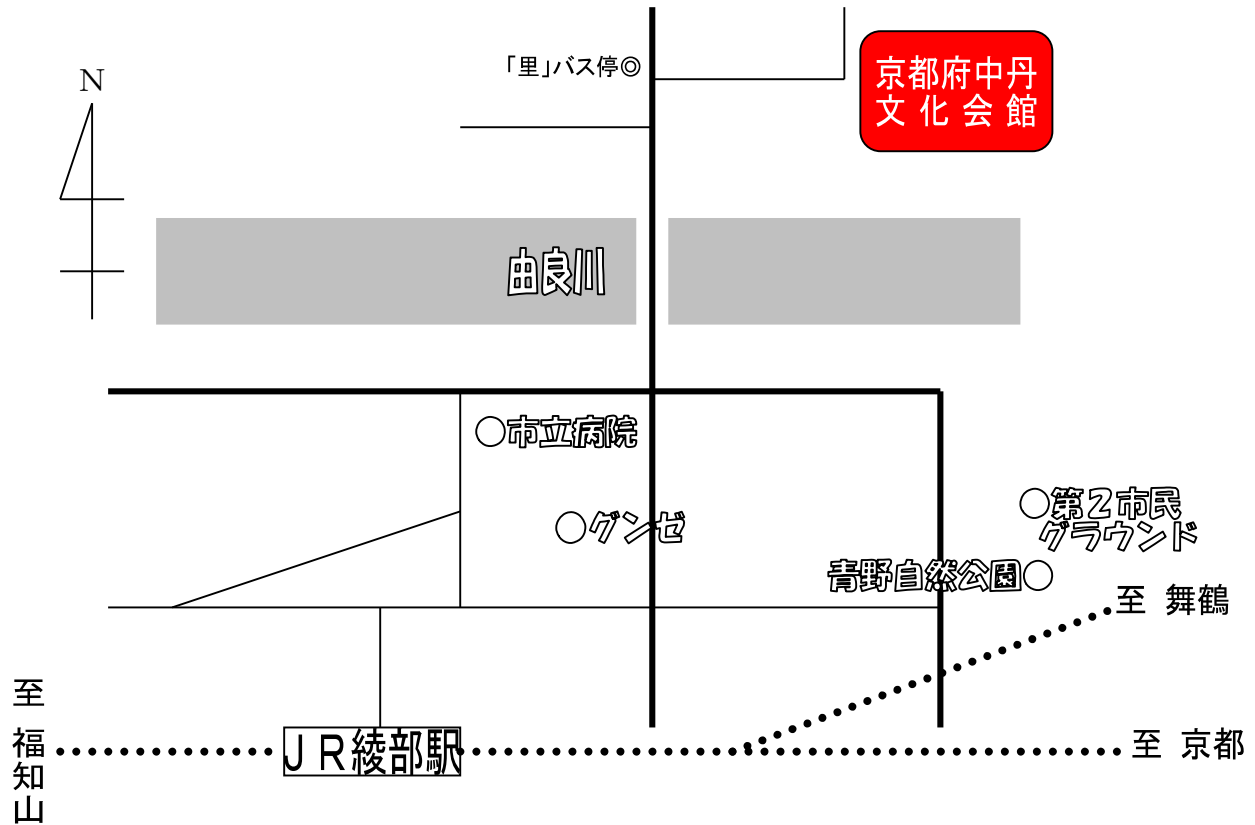
●京都市バス「板橋」下車西へ5～8分（南8系統）

●京都市バス「西丹波橋」下車東へ10～15分（南8・81系統）

※駐車車両によるトラブルについては、主催者は一切関知しませんので、予めご了承ください。

# 北部会場・会場周辺案内略図

※この地図は略図のため、実際の距離・位置とは若干異なります。



[お願い]

- 会場の駐車場には限りがありますので、できるだけ乗り合いにてご来場ください。
- 隣接する福祉施設への駐車は、業務の妨げとなりますので、厳禁とします。なお、迷惑駐車に関するトラブルには、主催者は一切関知しませんので、予めご了解ください。

## 南部会場・会場周辺案内略図



〔お願い〕

- 会場専用の駐車場はありません。公共の交通機関をご利用ください。
- 近隣の商業施設への駐車は、営業の妨げとなりますので、厳禁とします。また、周辺道路への路上駐車も、近隣住民のご迷惑となりますので厳禁とします。なお、違法駐車に関するトラブルには、主催者は一切関知しませんので、予めご了解ください。